

土地図面の写しを利用される方への注意事項

内子町税務課固定資産税係

1. 土地の情報について

当町で発行している土地図面は法務局の公図（不動産登記法第 14 条第 1 項に規定の図面）ではなく、当町が地籍調査を基に固定資産税課税のために作成をした図面（地方税法第 380 条第 3 項に規定の図面）になります。そのためこの資料の情報はあくまでも参考としてご利用ください。

ここに記載されている情報は発行した年度の課税時点である一月一日時点を基準としており、それ以降に分筆・合筆等された土地については反映されておりません。

2. 座標データについて

内子町は平成 15 年度にすべての地区で国土調査が完了しています。ですが、旧大字の内子地区以外は図解法による平板測量等で筆界点を計測している部分があります、そのため以下の点にご注意ください。

○図解法で求められた座標値は、正確性が現在採用されている数値法に劣る場合があります、座標値は国道調査時の古い図面の筆界点を機械的に読み取っている場合があるので現地で測量をすると誤差が生じている場合があります。

○また、合併前の旧町の境界や地区ごとの境界については、この地籍図を電子化する際に調整をしている部分があります。

3. 土地についてのトラブルについて

民有地同士の筆界問題について当町では基本的に介入することはありません。国土調査では両者合意の上で筆界を確認し図面を作成しています。そのため境界によるトラブルは当事者同士による協議で解決をしてください。またそれによって筆界を修正したい場合についても、原則として当町で行うことはありません。筆界未定の土地についても同様で両者合意の上で筆界未定となっていますので、当町が理由なく新たに調査することはありません。

また、町有地及び赤道や水路（法定外公共物）との境界については、担当課にご案内させていただきます。

4. その他

公図について明らかな誤りがある場合については税務課固定資産税係まで申し出てください。ただし、訂正については国土調査法第 17 条に規定されている閲覧期間が終了しているため、地方税法第 381 条第 7 項の規定により課税上支障があるものが修正の対象となります。